

高知大学外国人受託研修員規則

平成16年4月1日
規則第70号

最終改正 平成22年3月31日規則第124号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）に外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）を受け入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 受託研修員となることのできる者は、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）が開発途上国から招致する研修員であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項で定める大学を卒業した者又は本学がこれに準ずる学力があると認めたとする。

(受入許可)

第3条 受託研修員の受入れは、国際協力機構からの申請に基づき、当該部局の教授会等の議を経て、学長が許可する。

(研修期間)

第4条 受託研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、学長が特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(研修期間の区分)

第5条 受託研修員の研修期間の区分は、会計年度内における研修する期間の日数により、1か月を単位として区分する。

2 1か月に満たない日数は、切り上げるものとする。

(研修方法)

第6条 受入学部等の長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、その指導教員を定め、指導を行わせるものとする。

2 前項の研修目的を達成するために必要な場合には、第4条の研修期間中に学外における研修を行うことができる。

(研修料及び徴収方法)

第7条 受託研修員の研修料は、国際協力機構が負担するものとし、当該研修料の額及び

徴収方法は、学長が別に定めるところによるものとする。

- 2 研修期間の延長により、研修期間の区分に変更が生じたときは、延長する研修期間を加算し、第5条に定める研修期間の区分により、直ちに研修料の差額を追徴するものとする。
- 3 当該会計年度を超えて、研修期間を許可している場合の翌年度以降の研修料は、第5条の区分により翌年度の当初に徴収するものとする。
- 4 原則として、既納の研修料は、返還しない。

(修了証書)

第8条 学長は、所定の研修を修了したと認めた者には、修了証書を授与することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、受託研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。